

令和7年第2回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和7年2月19日
2. 開催日時 令和7年2月26日 午後1時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 9人

5. 出席委員

1番	堤	透委員
2番	高田	里美委員
3番	古川	正敏委員
4番	廣瀬	普委員
5番	森	隆委員
7番	林	鉄雄委員
9番	北村	一也委員
10番	酒井	健詞委員
12番	高田	住代委員

6. 欠席委員

6番	浅野	隆士委員
8番	岩田	好博委員
11番	青木千恵子	委員
13番	岩田	重雄委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	鹿野	将弘
事務局次長	玉置	公司
書記	住	義之

9. 議 事 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地利用最適化推進委員の決定について

議案第5号 瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について

日程第4 農地法関連議案について

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第5 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

日程第6 納税猶予制度の証明について

議案第9号 租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて

日程第7 地域計画・目標地図について

議案第10号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の決定について

10. 審議の経過

(午後1時30分)

○議長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。

開会に先立ち、皆さん今月18日の岐阜グランドホテルでの農業委員、農地利用最適化推進委員の大会にご参加いただきお疲れ様でした。

その場において、農業委員を15年以上務めた功績をたたえられ、私、高田里美、青木千恵子委員、そして現委員ではありませんが、過去には会長も務められた市橋直子前委員の3名が全国農業会議所会長表彰を受賞しております。

本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は9人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第2回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議長 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、3番古川正敏委員、9番北村一也委員の2名を指名いたします。

○議長 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和7年1月14日から令和7年2月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。

(事務局報告)

○議長 長 只今、事務局から報告がありました、報告第2号、報告第3号について、質疑等ありませんか。

○北村委員 報告第2号番号1の案件について、現場を見ていなくてすみませんが、地図からすると現況が通路というより、市道の拡幅部分が正しいのでは、隅切りにも見えますね。宅地ではないのですか。

○事 務 局 確かに現況地目は見る人によって解釈が異なるような形状と言えなくもありません。

 通路橋の両側を通行しやすいよう届出人が過去に拡張されたということで、届出書では現況地目は雑種地となっています。一部、畑のような植栽がある場所もありますが、大部分は通路で使用されているということで、雑種地という表現が最も適していると考えます。

○北村委員 この農地転用が受理されたことで課税地目は雑種地になってしまいますが。

○事 務 局 届出の内容と合致しており、やむを得ないと思います。

○議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。

○議 長 日程第3、農地利用最適化推進委員の決定についてを議題とします。議案第5号「瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議 長 議案第5号「瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について」、1人ずつ順にお諮りします。

○議 長 まず、松野孝彦君に対する質疑を行います。
 質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。
 瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員に決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、決定されました。

- 議 長 次に、栗山公明君に対する質疑を行います。
質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。
瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員に決定することに賛成の方は
挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、決定されました。
- 議 長 次に、岩田雅幸君に対する質疑を行います。
質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。
瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員に決定することに賛成の方は
挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、決定されました。
- 議 長 次に、西堀吉昭君に対する質疑を行います。
質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。
瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員に決定することに賛成の方は
挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、決定されました。
- 議 長 次に、青木敦君に対する質疑を行います。
質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。
瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員に決定することに賛成の方は
挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、決定されました。

○議 長 次に、棚橋則夫君に対する質疑を行います。

質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。

瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員に決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、決定されました。

○議 長 次に、矢野淳一君に対する質疑を行います。

質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。

瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員に決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、決定されました。

○議 長 次に、久世真美君に対する質疑を行います。

質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。

瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員に決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、決定されました。

○議 長 次に、今木邦彦君に対する質疑を行います。

質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。
瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員に決定することに賛成の方は
挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、決定されました。
- 議 長 次に、石谷幸裕君に対する質疑を行います。
質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。
瑞穂市農業委員会の農地利用最適化推進委員に決定することに賛成の方は
挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、決定されました。
- 議 長 日程第４、農地法関連議案について議題とします。議案第６号「農地法第３
条の規定による許可申請書の審議について」、議案第７号「農地法第５条第１
項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見があ
りましたらお願い致します。
- 議 長 議案第６号番号１について、堤透委員ご意見ありますか。
- 堤 委 員 特にございません。所有者はたまたま私の同級生ですが、問題ないと考えて
います。
- 議 長 議案第６号番号２、第６号番号３について、私の担当区域ですが特に問題あ
りません。
- 議 長 議案第６号番号４について、北村一也委員ご意見ありますか。

○北村委員 事務局の説明のとおりで特に問題ないと思われます。ただし、本件譲受人の農地所有適格法人としての要件確認を事務局でさせていただこうとしたのですが、その時に毎年提出されるはずの報告書がなく、確認できませんでした。その後、事務局より、令和6年9月に報告がされていることを電話で伝えてもらいました。

しかし、本来、譲受人の報告書提出期限は農地法第6条に基づき決算から3カ月以内にあたる令和6年6月だったはずです。

そのように、遅延した報告を良しとして受けてよろしいのかどうか、気にかかったことからご報告させていただきます。

○議 長 事務局、今の委員の質問に回答してください。

○事務局 北村委員のお話のとおりで、農地法第6条の3カ月という期限は意識いただくよう、提出が督促後にならないように意識させていただきたいと思います。

どうしても、毎年、提出必要ということが法人側も例えば税務申告などのようなレベルまで留意いただくのが困難という課題がございます。

また、北村委員からは、以前より農地所有適格法人の毎年の報告書を岐阜市のように総会に報告すべきとのご意見も承っていた次第ですが、私のほうが地域計画・目標地図の策定があるので待っていただきたいと申し上げていた経緯もございます。

最近の情報では、大垣市の議案に追加されているということですが、農業会議の見解では、総会審議案件にしてもいいし、しなくても良いということで承っております。

したがって、岐阜市や大垣市の議案の内容や、各委員の考え方を確認する必要があると考えております。

特に、現在の農業委員の方で、農地所有適格法人の代表をお務め等、関連の深い方もいらっしゃいますので慎重さも必要と受けとめています。

○議 長 議案第6号番号5及び同番号6について、担当地区の岩田重雄委員は欠席ですが、問題なしと伺っています。

○議 長 議案第7号番号1について、担当地区の青木千恵子委員は欠席ですが、問題なしと伺っています。

○議 長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと思います。暫時休憩とします。再開は2時20分とします。

(休憩)

○議 長 2時20分まで3分程度ありますが、再開してもよろしいですか。

(出席委員了解)

○議 長 議案第6号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第6号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第6号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第6号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第6号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第6号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第6号番号4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第6号番号4について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第6号番号5について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第6号番号5について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第6号番号6について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第6号番号6について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第7号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 7 号番号 1 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第 5、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第 8 号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議 長 議案第 8 号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 42 番につきまして、使用貸借が設定されているはずですが、このような貸借は利用権設定前に合意解約されているのですよね。

○事務局 すべての利用権設定時に、貸借がある場合は解約をいただいています。

○古川委員 今月は 56 件と毎月に比べて利用権設定の案件が多いのは何故ですか。

○事務局 利用権の再設定時期が到来した案件が多いことと、 $A \Rightarrow B$ へという相対契約が法改正で認められなくなり、実際は相対契約の実態であっても、すべて農地中間管理機構に貸借するというやり方に統一されたことも、今回の議案の特徴です。

○廣瀬委員 事務上の書類のやりとりは変わりますか。

○事務局 市役所から貸借成立の意向を伺う度に、申請用紙を送付させていただくこととなります。

○議 長 他に質疑はありませんか。議案第 8 号につきましては廣瀬普委員が関係者ですので退出いただきます。

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 8 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 廣瀬委員の入室を認めます。

○議 長 日程第6「納税猶予制度の証明について」を議題とします。議案第9号「租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて」事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議 長 ただいま説明いただいた議案第9号番号1は私の担当区域になりますが特に問題はありません。

○議 長 議案第9号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 同じ筆内で一部田、一部畑のものがありますが、これでいいのですか。

○事務局 税務署にも確認しましたが、実際に耕作している現況、面積で申請されるようにとのことです。

○北村委員 この申請者は若い方なのですが、農振農用地の納税猶予は終身、特定貸付も同様で、途中でやめる場合は利子税を含めて相続税の納税が必要になります。その覚悟のある方なのですね。

○事務局 制度を理解されて申請されていると受け止めています。祖父から孫へ農業が伝授された方で、お若いのに水田や畑の耕作を頑張ってされており、この七崎地域の主要担い手になる方だと期待しているものです。

○議 長 私も地域でよく見かける方ですが、お爺さんに農業の技術を教え込まれてよく頑張っています。地域としても彼をサポートしようとする人が徐々に増えている印象です。

この方は農業を頑張っていかれると思いますので、皆さんも応援いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第9号番号1について、原案どおり決定することに賛成のかたは挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第7「地域計画・目標地図について」を議題とします。議案第10号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の決定について」瑞穂市長から農業委員会に意見照会がされています。
事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議 長 議案第10号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 こちらは、農地台帳からE-MAFF地図への変換が上手くいかずに色が塗られてなかったとしても、農地台帳で筆を管理する方針と受けとめてよろしいですか。

○事務局 その通りです。変換がうまくいかず目標地図に色が塗られていない筆が仮に発見された場合、農地台帳で貸借等が確認できれば、そこは地域計画・目標地図の対象として、塗られているという判断をするつもりです。

○北村委員 地域計画で目標地図に位置付ける者一覧は、そのまま各担い手の名称を記載してホームページなどで公表されるつもりですか。それともA、B、C等法人や個人が特定されないような記載は検討していませんか。

○事務局 この案のとおり公表するつもりです。

○北村委員 本日、国からの地域計画の新様式ということで最終頁に追加されている留意事項のところに、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報提供する場合は、氏名を削除するなどの配慮をしてくださいと書かれていますよ。

この案の通り公表するならば、本人の同意を得る必要があると思われます。

○事 務 局 委員のご指摘のとおりですね。そこまで読めていませんでした。公表の際、その点は注意させていただきます。

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第10号について、原案どおり決定することに賛成のかたは挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、特に問題無しと瑞穂市長に回答することにします。

○議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第2回総会を閉会いたします。